

【令和6年4月9日時点】

## 令和6年産 水田活用関連予算に係るQ & A

- ・ 水田活用の直接支払交付金（R6当初）
- ・ 畑地化促進事業（R5補正）

令和6年4月

農産局企画課水田農業対策室

※ 5年水張ルール関係 について一部抜粋

## 目次

※★印は新たに追加した問

### I 水田活用の直接支払交付金関係

#### 1 総論★

- 1-1 令和6年産における水田活用の直接支払交付金関連予算の考え方いかん。
- 1-2 令和6年産における水田活用の直接支払交付金に係る要綱改正のポイントいかん。

#### 2 戦略作物助成関係

【経営所得安定対策実施要綱Ⅳの第2の1の(6)の①のイ関連】

- 2-1 令和6年産以降の飼料用米への支援の考え方いかん。★
- 2-2 令和6年産における飼料用米のうち一般品種の支援体系はどのようなものになるのか。★
- 2-3 一般品種の面積払いはどのような地域協議会における活用を想定しているのか。★
- 2-4 飼料用米は実際にふるう必要があるのか。
- 2-5 一括管理方式におけるふるい下米の取扱いの考え方いかん

【経営所得安定対策実施要綱Ⅳの第2の1の(6)の①のアの(注3)関連】

- 2-6 飼料作物のうち牧草について、ほ場の一部のみを種(草地更新)する場合の扱いいかん。

#### 3 産地交付金関係

【経営所得安定対策実施要綱Ⅳの第2の1の(6)の②、別紙13関連】

- 3-1 産地交付金の当初配分(基礎配分)の考え方いかん。
- 3-2 産地交付金の不用額の取扱いいかん。
- 3-3 令和6年度に畑地化する者の属する地域農業再生協議会において、産地交付金の影響はあるのか。

#### 4 5年水張りルール関係

【経営所得安定対策実施要綱別紙1の2の(1)の④関連】

- 4-1 一定期間の水張りの確認にあたっては、どのような状態であればたん水していると認めるのか。
- 4-2 水を張る時期や水張りの確認方法に関する考え方いかん。
- 4-3 令和4年～8年に一度でも水張りを行えば、令和9年度以降は継続して交付対象水田として扱われるのか。
- 4-4 連作障害による収量低下が発生していないことの確認方法についての考え方いかん。
- 4-5 過去に発生した災害以降まだ災害復旧事業が開始されておらず水稲作付ができない場合の扱いいかん。
- 4-6 水稲生産に係る育苗ハウスの設置されている交付対象水田は、5年に一度の水張りを行わない場合、交付対象水田から除外されるのか。
- 4-7 たん水管理を行わずに水稲品種を栽培した場合、5年水張りルールにおける「水稲作付け」と扱われるのか。★

4-1	一定期間の水張りの確認にあたっては、どのような状態であればたん水していると認めるのか。	<p>1 水田機能の確認方法は、現行の要綱に明記されているとおり、水稲作付けにより確認することを基本としています。その上で</p> <p>① たん水管理を1か月以上行い、</p> <p>② 連作障害による収量低下が発生していないことが確認されれば、水張りを行ったとみなすこととしています。</p> <p>2 このうち、水張りの期間については、天水による一時的なたん水ではなく、用水によるたん水状態が持続される期間として1か月以上とすることとしています。</p> <p>3 なお、1か月以上としているのは、既往の研究結果により、1～4か月程度のたん水状態で病害虫密度の低減効果（連作障害の軽減効果）が発揮されるとされていることに加え、水稲作付けが可能な状態であることを客観的に示す最低限の期間として、1か月以上という期間を設定しているところです。</p> <p>4 また、具体的なたん水の水深等の基準はありませんが、水張りは、現行の要綱に明記されているとおり、水稲作付けにより確認することを基本としていることから、水稲作付けの場合と同等のたん水管理を行っていただくことが基本です。</p> <p style="text-align: right;">【経営所得安定対策実施要綱別紙1の2の(1)の④関連】</p>
4-2	水を張る時期や水張りの確認方法に関する考え方がいかに。	<p>1 水張り時期に具体的な時期の指定はありません。水を張る場合の順番や期間については、現場において十分に検討いただきたいと考えています。</p> <p>2 たん水管理が十分になされていることを確認するため、水張りの確認は、たん水期間中に1か月以上あけて2回実施し、それぞれの時点でたん水されていることを確認してください。なお、水張りの確認にあたり、具体的な確認方法について定めはありませんが、「水田活用の直接支払交付金における1か月以上の水張りの確認方法に係る事例集」（令和5年9月）も参考に確認を行うようにしてください。</p>

		<p>3 また、水田機能の確認は、従来どおり地域農業再生協議会において行っていただきます（必要に応じて、地方農政局等が指導・助言を行います。）。確認の時期については、令和4年度以降の5年に1回、地域における輪作体系を踏まえ、適切なタイミングで実施してください。</p> <p style="text-align: right;">【経営所得安定対策実施要綱別紙1の2の(1)の④関連】</p>
4-3	令和4年～8年に一度でも水張りを行えば、令和9年度以降は継続して交付対象水田として扱われるのか。	<p>① 令和4年度に水張りを行って以降、令和5年度から令和9年度まで水張りを行わなかった農地については、令和10年度以降は交付対象水田としない</p> <p>② 同様に令和5年度に水張りを行って以降、令和6年度から令和10年度まで水張りを行わなかった農地については、令和11年度以降は交付対象水田としない</p> <p>といった整理になります。</p> <p style="text-align: right;">【経営所得安定対策実施要綱別紙1の2の(1)の④関連】</p>
4-4	連作障害による収量低下が発生していないことの確認方法についての考え方いかん。	<p>毎年度、水田台帳の整理時に交付対象水田の要件確認を行う際に当該ほ場において、</p> <p>① 過去5年間の収量の推移や病害虫の発生状況等</p> <p>② 過去5年間の収量と、近隣のほ場における収量性及び作期がおおむね同等の同一作物の生育状況との比較</p> <p>により、連作障害が発生していないかを、地域や作物等に応じて、適切かつ十分に確認いただきたいと考えています。</p> <p>（収量は、客観的に確認できる書類により確認してください。困難な場合は、農業者等が作成した、ほ場ごとの収量の推移や病害虫の発生状況等に係る記録により確認してください。）</p> <p style="text-align: right;">【経営所得安定対策実施要綱別紙1の2の(1)の④関連】</p>

4-5	過去に発生した災害以降まだ災害復旧事業が開始されておらず水稲作付ができない場合の扱いいかん。	<p>1 基本的に災害発生から災害復旧事業完了までの間は、物理的に水稲作付けが困難であることが想定されますので、災害復旧に係る特例が適用されます。これには東日本大震災に関連する原子力災害によって営農再開できない農地等も含まれます。</p> <p>2 一方、農業者個人や地域としての判断で、水稲作付けに必要な用水路等の復旧を行わないことを選択している場合もありますので、その場合はケースごとに判断をしていくこととなります。</p> <p style="text-align: right;">【経営所得安定対策実施要綱別紙1の2の(1)の④関連】</p>
4-6	水稲生産に係る育苗ハウスの設置されている交付対象水田は、5年に一度の水張りを行わない場合、交付対象水田から除外されるのか。	<p>1 育苗ハウスの設置の有無にかかわらず、交付対象水田は、5年間に一度の水張りを行わない場合、交付対象水田から除かれることとなります。</p> <p>2 交付対象水田の水田機能は、一筆ごとに確認することとなります。そのため、ほ場全体ではなく部分的にたん水した場合は、「水張り」とは認められません。</p> <p style="text-align: right;">【経営所得安定対策実施要綱別紙1の2の(1)の④関連】</p>
4-7	たん水管理を行わずに水稲品種を栽培した場合、5年水張りルールにおける「水稲の作付け」と扱われるのか。	<p>1 「水田活用の直接支払交付金」は、水田機能を有する農地において、ブロックローテーション等により麦や大豆等の作付けを進めるためのものであり、交付対象は水を張る機能を有している「水田」であることが前提となっています。</p> <p>2 5年に一度の「水張り」の確認方法については、水稲作付を基本としつつ、</p> <p>① たん水管理を1か月以上行い、</p> <p>② 連作障害による収量低下が発生していない</p> <p>ことが確認されれば、「水張り」を行ったとみなすこととしております。</p> <p>一方で、水稲品種であっても、たん水せず陸稻のように栽培する場合は、「水張り」を行ったことにはならないことにご留意ください。</p> <p style="text-align: right;">【経営所得安定対策実施要綱別紙1の2の(1)の④関連】</p>